

新 子どもかがやきプラン

– 地域と共に創る 新たな学びのスタイル –



平成29年3月

岐阜県教育委員会

「子どもかがやきプラン」から次のステージへ

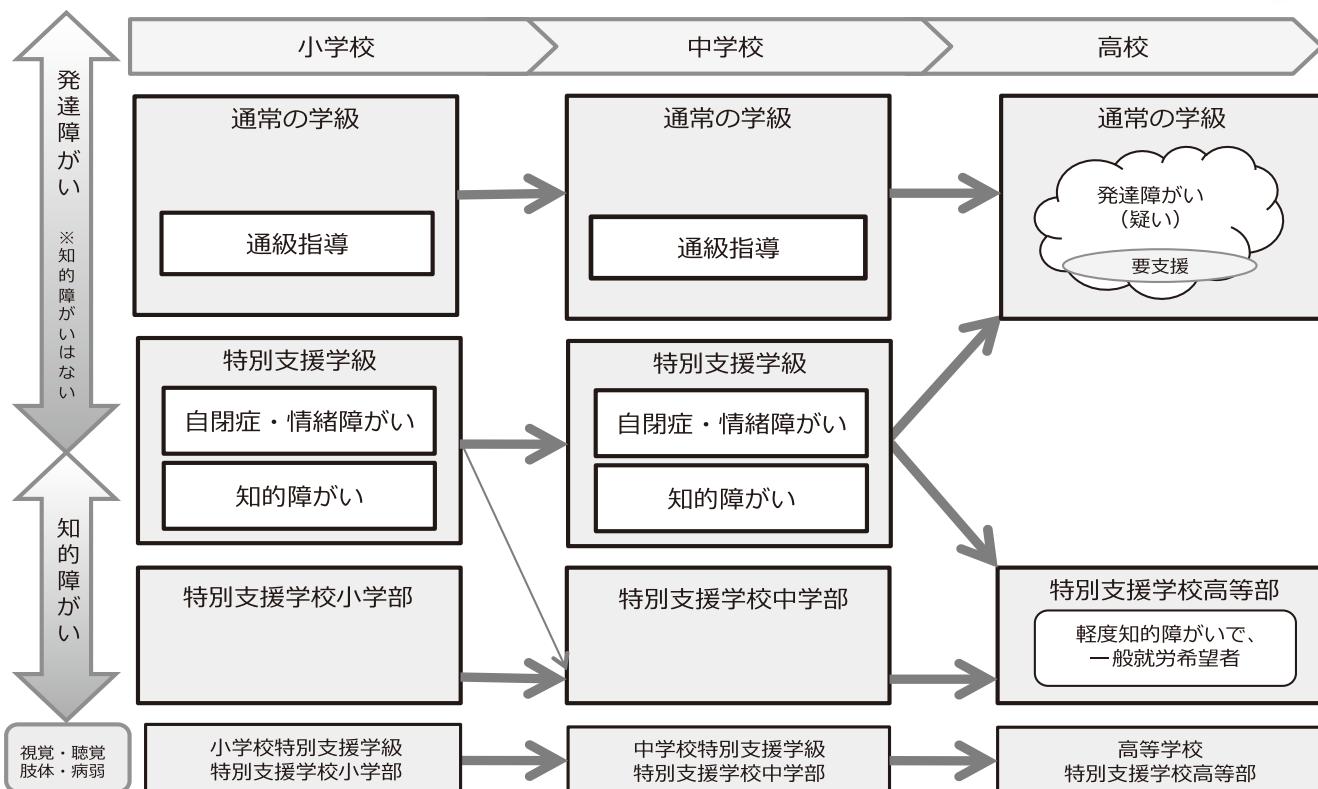
◆ 子どもかがやきプラン（平成18年3月策定）の進捗状況

- 特別支援学校を8校整備し、20校体制が完成しました。
- 乗車希望者が乗車できるよう、スクールバスを48台体制としました。
- すべての小・中学校・高等学校において、特別支援教育に関する校内委員会の設置やコーディネーターの指名など校内支援体制を整備しました。
- 医療的ケアが必要な児童生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、看護講師を配置しました。
- 「働きたい！応援団ぎふ」登録制度を創設し、平成29年3月末段階で748社に登録いただきました。
- 高等特別支援学校整備に向けて職業教育プログラムを開発しました。併せて、各教科の指導計画や指導テキストを作成しました。

◆ 障がいのある子どもたちを取り巻く動き

- 「障害者権利条約」の批准に伴い、「障害者差別解消法」や「改正学校教育法施行令」、「改正発達障害者支援法」が施行され、「インクルーシブ教育システム」を構築するための特別支援教育の推進が課題となっています。

現在の学びの場の流れ



◆ 新プランの必要性

- 「子どもかがやきプラン」による、特別支援学校の整備や小・中学校、高等学校における障がいのある子どもへの支援体制の構築など、教育環境整備は完了しました。
- 今後は、地域の中で、一人一人の多様な教育的ニーズに対応することができるよう、さらに質の高い教育を目指します。

◆ 基本理念

地域と共に創る 新たな学びのスタイル

◆ プランの方向性

- 一人一人の教育的ニーズに応じて、地域の多様な学びの場を柔軟に活用できる新たな「学びのスタイル」づくりに取り組みます。
- そのための基盤となる、新たな「学びの場」を整備することとし、3つの重点政策を推進することとしました。

重点政策① 県内各地域への高等特別支援学校機能の整備

重点政策② 発達障がい等のある児童生徒への支援強化

重点政策③ 学びの場を支える教員の専門性向上

- こうした取り組みにより、第2次教育ビジョンで示した「岐阜県が進めるインクルーシブ教育システム」の構築を目指します。

※ 「岐阜県が進めるインクルーシブ教育システム」とは、一人一人の多様な教育的ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細やかな学びを受けることができる教育システムです。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ① 願いに寄り添う 専門性の高い学びの提供 | 【主に通学している学校】 |
| ② 学びを広げる 校種の枠を超えた学びの提供 | 【多様な学校資源】 |
| ③ 社会につなぐ 地域資源を活用した学びの提供 | 【身近な地域資源】 |

◆ プランの推進

- 計画期間は、平成29年度から平成35年度までの7年間とします。
- 各施策の具体的な進捗状況を踏まえながら、次年度に進める施策を盛り込んだアクションプランを毎年策定します。

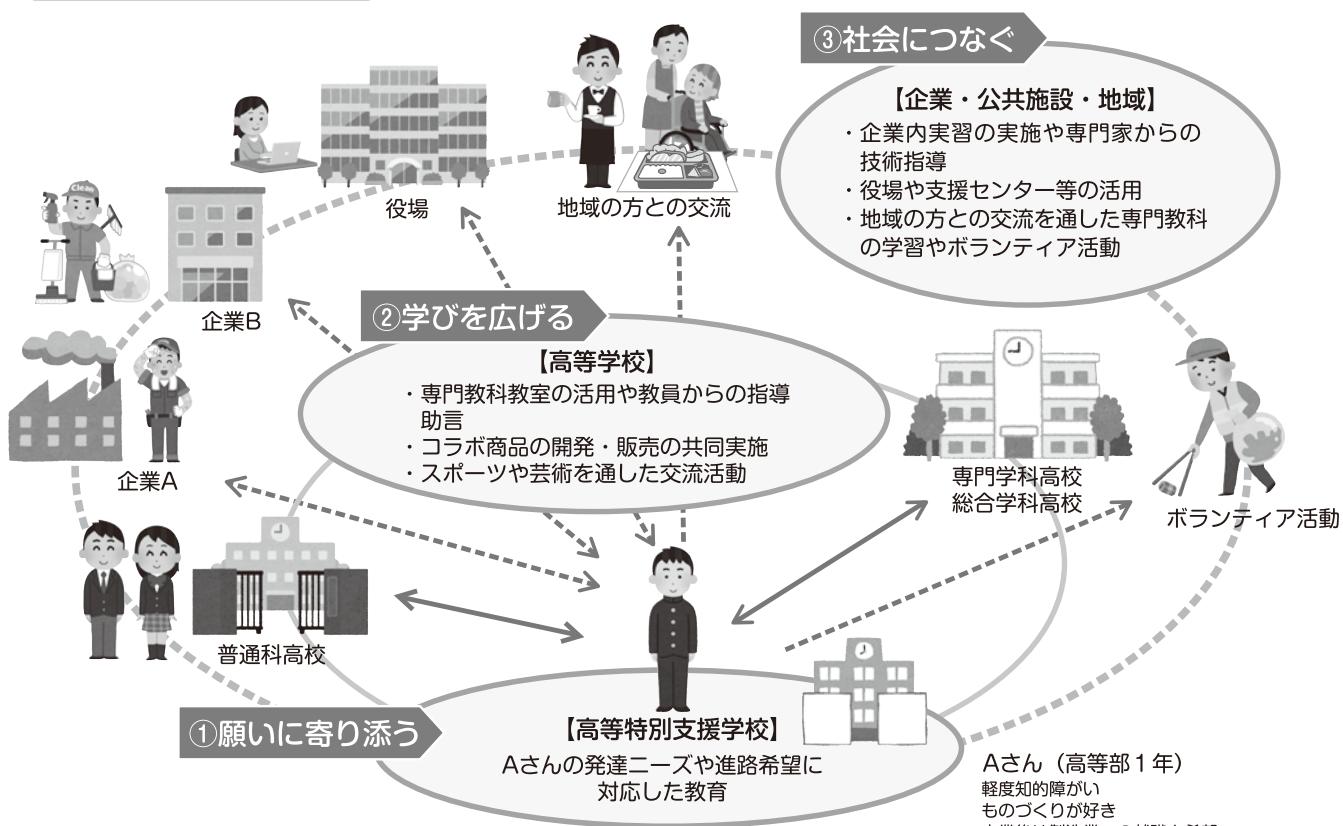
重点政策1

県内各地域への高等特別支援学校機能の整備

岐阜以外の地域においても、平成30年度から順次、高等特別支援学校（総合産業科）の機能を整備します。

目指す学びのスタイル

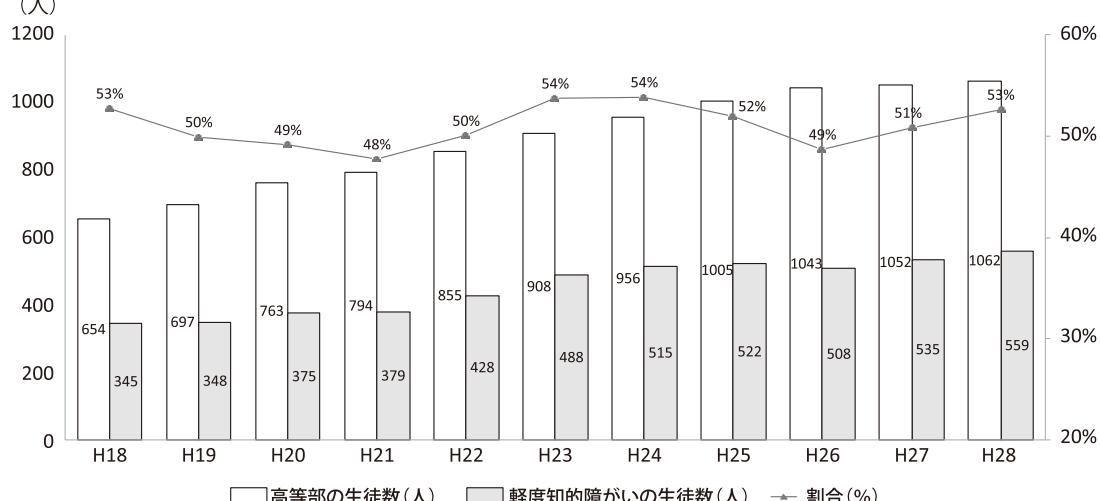
◆高等特別支援学校に通うAさんの例



現状と課題

□特別支援学校高等部において、卒業後企業への就職を目指す軽度知的障がいのある生徒が増えています。

◆ 県内の知的障がい特別支援学校（高等部）における軽度の知的障がいのある生徒数の推移 (県教育委員会調べ)



政策の方向性

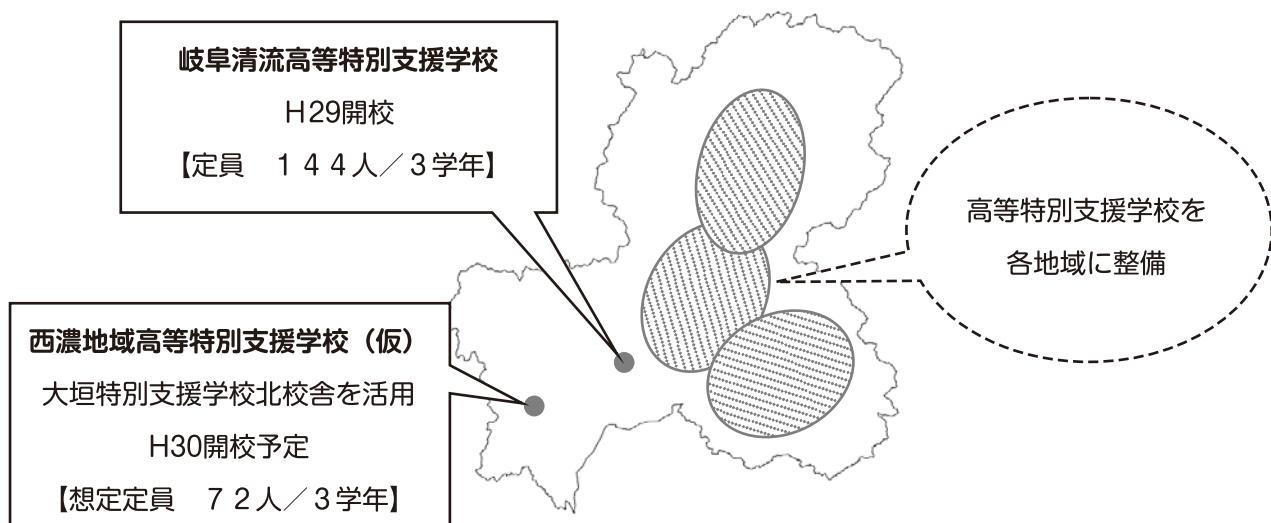
政策① 高等特別支援学校^(*)（総合産業科）の機能を整備します

- 自力通学を想定した範囲を考慮し、県全体で400人・50学級程度の軽度知的障がいのある生徒を受け入れができるよう整備
- 県立学校（特別支援学校、高等学校）の余裕教室等を活用して整備
- 各地域における雇用ニーズを踏まえ、就労に直結した専門コースを設定し、企業と連携したデュアルシステムを推進
- 岐阜清流高等特別支援学校における実践を活かして、専門教科を担当する教員を養成し専門性を向上
- 企業との連携を行う就労支援コーディネーターや実習中の生徒の指導、卒業生の定着支援を行う進路指導専任職員を配置
- 労働・福祉部局や労働局、障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関、専門コース関連企業等からなる「就労支援ネットワーク会議」を設置
- 高等学校の専門的な実習室を活用したり、専門教科教員から技術指導を受けたり、スポーツや芸術に関する行事を共同で実施
- 地域の方の協力のもと、喫茶サービスや食品加工等の専門教科の学習を充実とともに、積極的に交流

*高等特別支援学校とは、軽度知的障がいのある生徒を対象に、一般企業等への就労を目指して職業教育を中心的にを行う新しいタイプの学校です。平成29年4月、岐阜地域に岐阜清流高等特別支援学校が開校します。

政策② 特別支援学校高等部における職業教育を充実します

- 高等特別支援学校機能の整備と合わせて、新たな作業コースを開発するなど、作業学習の在り方を検討
- 高等特別支援学校や関係機関と連携し、就労支援を充実



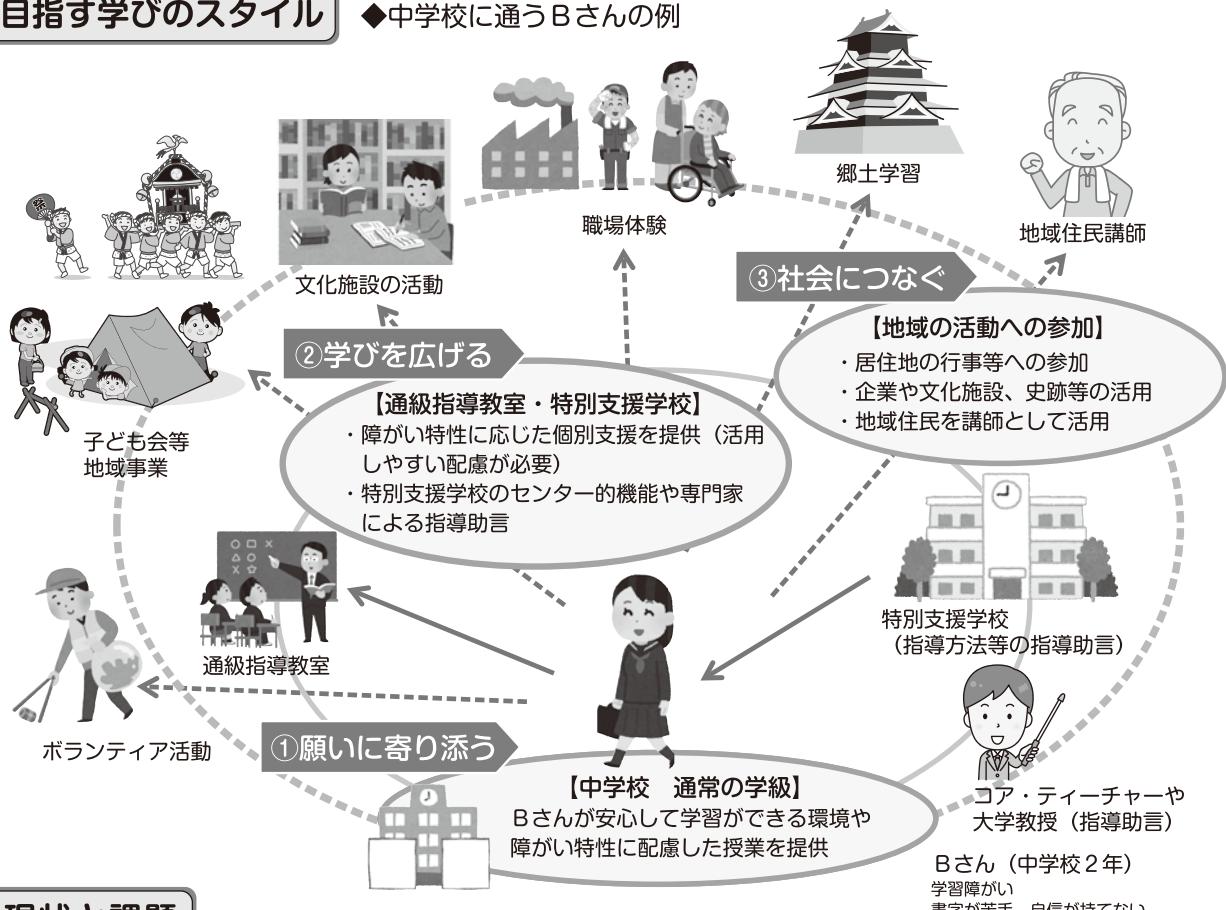
重点政策2

発達障がい等のある児童生徒への支援強化

児童生徒一人一人の特性やニーズに応じた教育を提供するために、新たな学びの場の整備やそれぞれの学びの場をつなぐ仕組みづくりに取り組みます。

目指す学びのスタイル

◆中学校に通うBさんの例

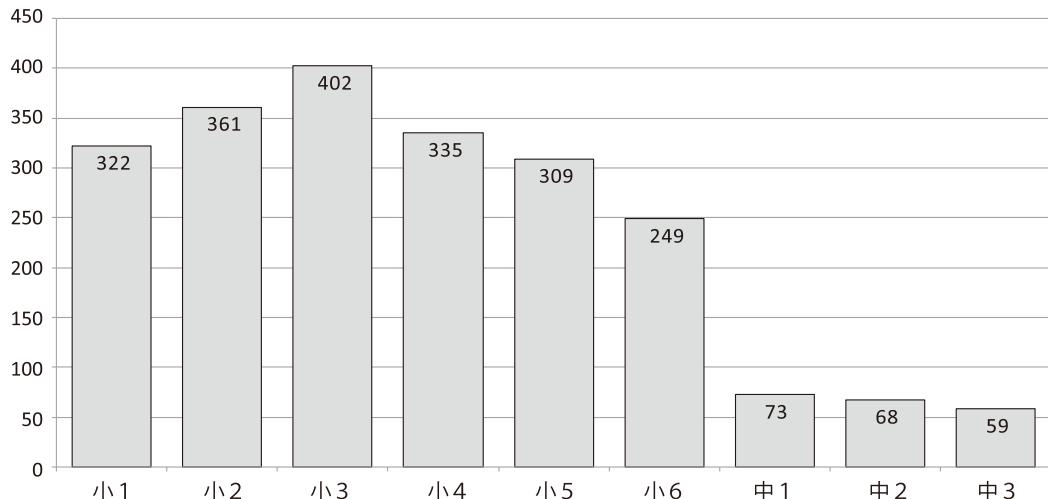


現状と課題

□小学校においては多くの児童が通級による指導を受けていますが、中学校においては利用しにくい状況があるため、小学校と比べると生徒数が少なくなっています。

◆平成28年度における通級による指導を受ける児童生徒数（県教育委員会調べ）

(人) (自閉症、L D・A D H D等通級のみ)



政策の方向性

政策① 発達障がいのある生徒を対象とした新たな「学びの場」を整備します

- 中学校において、発達障がい等のため学習や生活において困難さのある生徒を対象に、1～3人程度の集団で行う「個別支援教室」の導入について研究を実施
- 高等学校において、他の生徒と適切にかかわるためのルールを身に付けたり、自分の思いを積極的に表現する力を高めたりするため、「少人数コミュニケーション講座」を導入
- 情報機器等を活用し、障がい特性に応じた学びやすい学習環境を整備
- 高等学校に特別支援教育支援員を配置し、個々のニーズに応じた学習および生活支援を実施

政策② 小学校→中学校→高等学校の一貫した支援体制を構築します

- 特別な支援を必要とするすべての児童生徒を対象に、個別の教育支援計画、個別の指導計画^(*)を作成し、計画内容や作成状況等を確認・検証する仕組みを構築
- それらを小学校から中学校、中学校から高等学校、そして卒業後の進路先へと確実に引き継ぐシステムを構築
- 高等学校へ進学する段階において、適切な進路情報を提供し、教育相談を通じてニーズに応じた進路先を選択できるような仕組みを構築
- 障がいのある生徒が県立高等学校への進学を希望する場合は、受検や学校生活において必要となる合理的な配慮を、事前協議を踏まえて提供
- 中学校特別支援学級に在籍する生徒等、特別な支援を必要とする生徒が高等学校で学ぶことができる新たな学びの場の導入について研究

※ 「個別の教育支援計画」は家庭や地域、関係機関等との連携のもと、長期的な視点で教育支援を行うための計画のこと。「個別の指導計画」は教科等の指導目標や指導内容・方法を盛り込んだきめ細かい計画のこと。

政策③ 特別支援学校に通う児童生徒の地域での学びを充実します

- すべての県立特別支援学校にコミュニティ・スクール制度を導入し、地域と一体となった学校づくりを推進
- 特別支援学校の小・中学部において、児童生徒の居住する地域の小・中学校との交流及び共同学習を推進
- 特別支援学校が、地域のスポーツやレクリエーションの活動の拠点となるよう、地域住民と連携した交流活動を推進
- 呼吸管理等の濃厚な医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、看護講師の配置や学校と医療機関等との連携の在り方について検討
- ニーズに応じた学びを提供することができるよう、各地域の状況に応じて特別支援学校の学習環境を整備

重点政策3

学びの場を支える教員の専門性向上

それぞれの学びの場において、児童生徒の障がいの特性や状態に応じて、適切な指導支援を行うことができるよう、教員の専門性を高めます。

現状と課題

- 岐阜地域に設置されている各障がい種を専門とする特別支援学校（コア・スクール※）において、指導的立場の教員（コア・ティーチャー）を養成するプログラムが開始されました。しかし、質量ともに更なる充実が必要です。
- 一方、小・中学校、高等学校における発達障がい支援のコア・ティーチャーの養成は、まだ取り組まれていません。

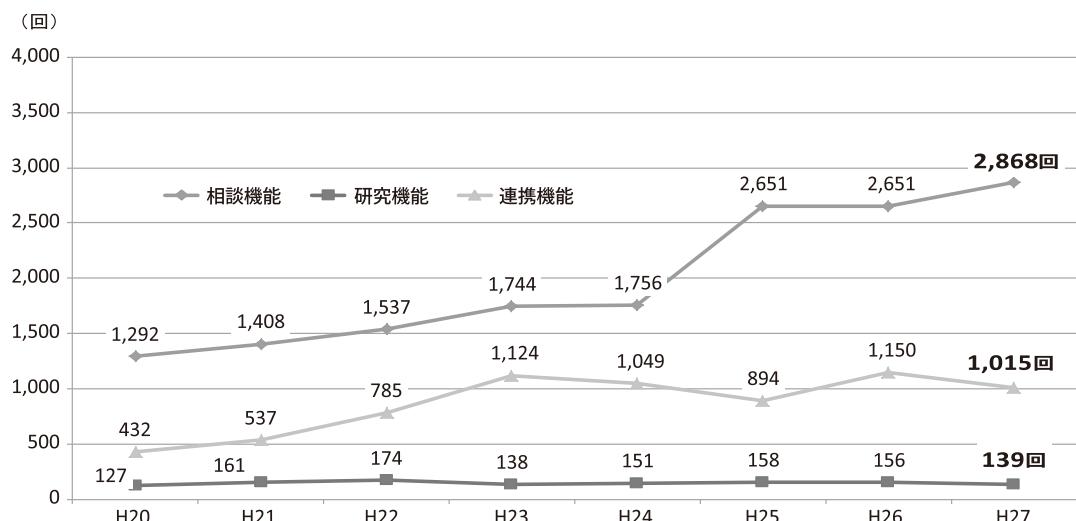
※コア・スクール：岐阜盲学校、岐阜聾学校、長良特別支援学校、岐阜希望が丘特別支援学校、岐阜清流高等特別支援学校の5校

◆ コア・ティーチャーの専門分野と養成数（県教育委員会調べ）

コア・スクール	専門分野	コア・ティーチャー養成人数
岐阜盲 【視覚障がい】	アセスメント、教科指導、情報機器の活用 重複障がいの指導	6人
岐阜聾 【聴覚障がい】	訪問支援、補聴技術と聴覚言語学習 教科指導、コミュニケーション指導	6人
長良 【病弱】	自立活動、病理理解と支援 保護者との連携、ＩＣＴの活用	6人
岐阜希望が丘 【肢体不自由】	情報手段の活用、摂食指導 姿勢や体の動き、社会資源の活用	8人
岐阜清流高等 【軽度知的障がい】	就労支援・進路指導、生徒指導等 ※開校年度から養成開始予定	—
グループ別研究 【知的障がい】	認知発達を踏まえた学習（中重度に焦点） ※4 グループに分かれて研究を進める	

- 発達障がい等のある子どもたちの支援について、特別支援学校が小・中学校等へ助言や援助を行うセンター的機能は、今後も継続して必要とされています。

◆ 特別支援学校センター的機能の実績（県教育委員会調べ）

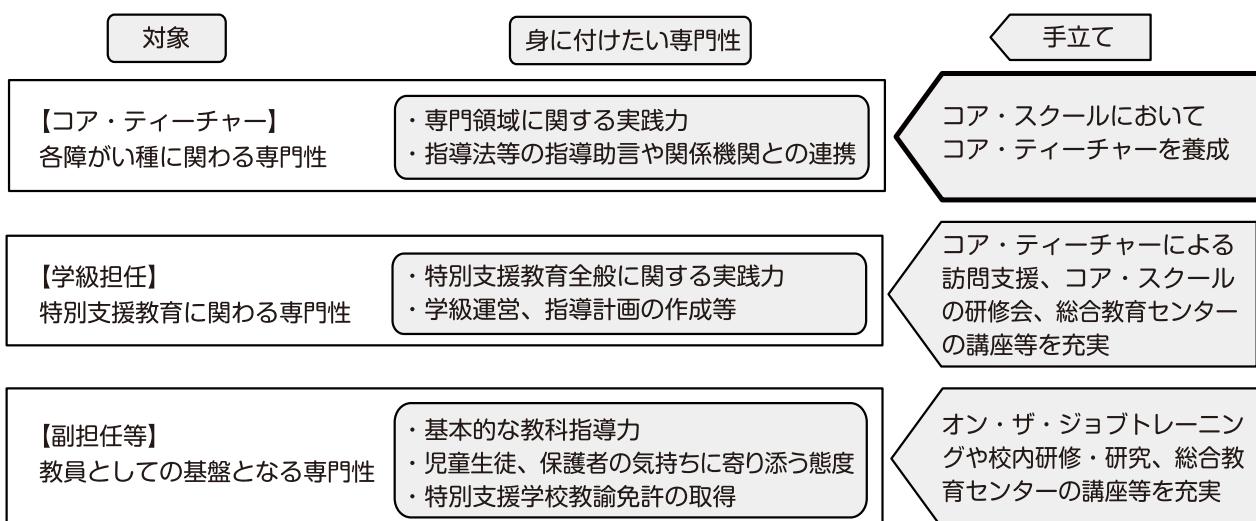


政策の方向性

政策①

特別支援学校や特別支援学級等における教員の専門性を向上します
(視覚障がい、聴覚障がい、病弱、肢体不自由、知的障がい)

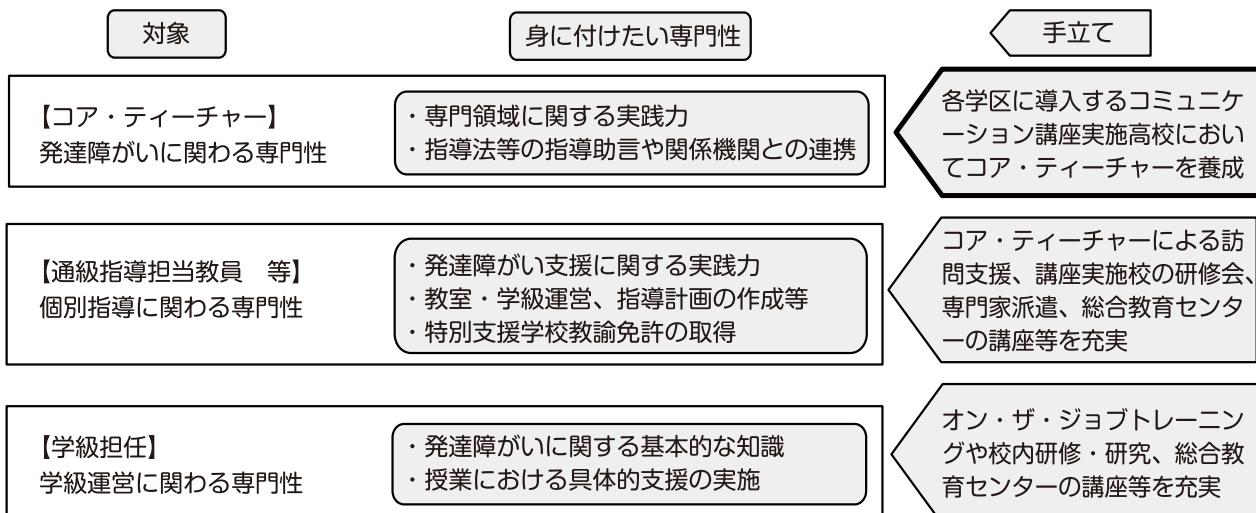
- コア・スクールにおいて、各障がい種の専門領域に関する指導的立場の教員(コア・ティーチャー)を計画的・継続的に養成
- コア・スクールにおける講演会や公開授業研究会の開催、コア・ティーチャーの訪問による助言や研修により、県内の特別支援学校や小・中学校、高等学校の教員の授業力を向上



政策②

小・中学校、高等学校等における教員の専門性を向上します(発達障がい)

- 小・中学校、高等学校において、通級による指導やユニバーサルデザインの授業づくりの核となる発達障がい支援のコア・ティーチャーを養成し、県内すべての学校に対して指導方法等の助言を行うことができる体制を整備



M E M O



策定年月／平成29年3月
発行／岐阜県教育委員会
〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1
TEL 058-272-1111（代表）
FAX 058-278-2812